

令和5年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和5年6月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和5年6月9日	9時30分	議長	重松一徳	
	散会	令和5年6月9日	11時12分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	末 次 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	栗 野 久 明	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	重 松 一 徳	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員	5番	中 村 絵 理		6番	天 本 勉	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井 上 克 哉		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 濱 口 結 花	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也	産業振興課長	大 石 顕		
	副 町 長	酒 井 英 良	まちづくり課長	井 上 信 治		
	教 育 長	柴 田 昌 範	定住促進課長	山 田 恵		
	総 務 課 長	平 野 裕 志	建 設 課 長	今 泉 雅 己		
	企画政策課長	亀 山 博 史	会 計 管 理 者	寺 崎 博 文		
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜	教 育 学 習 課 長	古 賀 浩		
	税 務 課 長	古 賀 満 宏	福 祉 課 参 事	松 田 美 紀		
	住 民 課 長	毛 利 博 司	こども課保育園長	佐 藤 定 行		
	健康増進課長	藤 田 和 彦	まちづくり課図書館長	城 本 直 子		
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二	建 設 課 参 事	酒 井 孝 行		
こども課長	山 本 賢 子					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 一般行政報告 |
| 日程第5 | | 教育行政報告 |
| | | 提案理由説明 |
| 日程第6 | 議案第19号 | 基山町税条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第20号 | 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第8 | 同意第3号 | 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第9 | 同意第4号 | 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 同意第5号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 同意第6号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 同意第7号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 同意第8号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 同意第9号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 同意第10号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第16 | 同意第11号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第17 | 同意第12号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第18 | 同意第13号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第19 | 同意第14号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第20 | 同意第15号 | 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第21 | 議案第21号 | 財産（建物）の取得について |
| 日程第22 | 議案第22号 | 令和5年度基山町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第23 | 議案第23号 | 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第24 | 議案第24号 | 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第25 | 報告第2号 | 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |

日程第26 報告第3号 基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第27 報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和 5 年第 2 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、中村絵理議員と天本勉議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から16日までの8日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第 3. 諸般の報告を行います。

令和 5 年第 2 回定例会諸般の報告。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月現金出納検査について、同条第 3 項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和 5 年 3 月 28 日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会定例会が開催され、議長、末次議員、松石健児議員が出席しました。

次に、令和 5 年 4 月 12 日に三養基郡町村議会議長会総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和5年5月19日に佐賀県町村議会議長会議長会議が開催され、議長が出席しました。

次に、令和5年5月23日に全国町村議会議長・副議長研修会が開催され、議長、松石健児副議長が出席しました。

次に、令和5年5月29日に佐賀県町村議会議長会臨時総会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和5年6月2日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会新議員研修会が開催され、天本議員、佐々木議員が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 一般行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第4. 一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和5年第2回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、まず、条例案件が「基山町税条例の一部改正について」外1件、人事案件が「基山町監査委員の選任につき同意を求めることについて」外12件、財産取得案件が「財産（建物）の取得について」、補正予算案件が「令和5年度基山町一般会計補正予算（第3号）」外2件となっております。また、報告事項として「基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」外2件をお願いいたしております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、早速ではございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

政府は、5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の分類を2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に引き下げました。

新型コロナウイルスにより、この3年間、日常生活は一変し、社会や経済にも大きな影響を与えてきました。しかし、ようやくそこから抜け出し、人流や経済も徐々に回復し、次に向かう機運になってきております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和5年度まで無料で接種を受けられます。接種は、5月から8月を接種期間とした春開始接種と9月から12月を接種期間とした秋開始接種により実施してまいります。

春開始接種につきましては、65歳以上の方と基礎疾患をお持ちの方、医療従事者などを対象として5月8日から個別接種にて開始しております。個別接種につきましては、町内5医療機関で実施しており、集団接種につきましては、5月28日から開始し、6月25日までの日曜日に4回実施する予定です。5月末現在の予約状況といたしましては、接種対象者6,271人に対し、予約者2,946人、予約率46.98%となっています。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者の負担軽減を図るため、ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付いたします「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、令和4年度は62世帯、127人を対象に635万円の給付を行いました。令和5年度は5月末現在、60世帯、123人を対象に615万円をプッシュ型で給付を行いました。

コロナ禍における子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、新生児1人当たり5万円を給付いたします「基山町新生児特別定額給付金」につきましては、令和4年度は115世帯、115人の新生児を対象に575万円の給付を行いました。令和5年度につきましては、4月及び5月の12世帯、13人の新生児を対象に65万円の給付を6月中に行うよう準備をしています。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業等支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等の影響を受けている中小企業等に交付いたします「中小企業等緊急支援事業補助金」につきましては、令和4年度95件、1,220万3,000円の交付を行い、事業継続を支援しました。令和5年度は7月上旬からの申請受付開始に向けて準備を進めております。

令和5年度も取り組んでおります消費喚起による経済活性化を目的とした「プレミアム付商品券」につきましては、商工会事業分と合わせて発行総額1億8,800万円分を販売いたします。

商品券の事前申込み受付を6月18日まで行い、7月29日から8月3日に引換販売を行う予

定としております。使用期間は7月29日から令和6年1月20日までとしております。

次に、消防団関係についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月16日に今回初めて基山町民会館大ホールで実施しました。本町消防団は、町民の方々の御協力により12人の退団者に対し、9人の新入団員と6人の支援団員に入団していただきました。

次に、防災パトロールについてでございます。

5月25日に雨季を前にした防災パトロールを関係機関と実施しました。

土取り現場や危険箇所等について、それぞれ専門的な意見を聞き、状況把握を行いました。今後も雨季等の災害対応に万全を期してまいります。

次に、選挙関係についてでございます。

4月9日に執行した佐賀県議会議員選挙につきましては、佐賀県全体の投票率が42.44%、基山町における投票率は53.71%でした。

また、基山町議会議員選挙につきましては、4月18日の告示日に13人の立候補届出がありましたが、議員定数を超えなかったため、無投票当選となりました。

次に、都市計画関係についてでございます。

令和3年度から2か年にかけて見直しを行ってございました「基山町都市計画マスタープラン」につきましては、令和5年3月末に完成し、概要版を全世帯に配付しました。

今回見直したマスタープランは、計画期間を令和24年度までのおおむね20年間とし、今後の町の将来像実現のための方針を定める計画となっております。

デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して、都市計画基本図を基盤に、道路台帳図やハザードマップ、消火栓位置図等の情報を地図データに搭載した住民公開型GISシステムを構築しました。システムによる各種地図は、令和5年3月から基山町ホームページ上に「きやまっぷ」として公開しており、どなたでも利用することができます。

次に、基山町まちづくり基金事業についてでございます。

本事業は、公共施設内に設置したまちづくり自動販売機からの寄附をまちづくり基金として積み立て、町内で活動するまちづくり団体が行う事業に対して補助金を交付するものです。

今年度は新規申請1件、継続申請4件、特例継続申請1件の合計6団体に総額100万円を補助金として交付し、協働のまちづくり活動を支援してまいります。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

定住促進事業の「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、令和4年度は45件、今年度の申請件数は5月末で3件となっております。

「結婚新生活支援補助金」につきましては、令和4年度は6件となっております。

「移住体験住宅事業」につきましては、小倉と宮浦の2棟を合わせて、令和4年度は22件、63の方が利用されました。今年度は5月末時点で3件、6人の利用がありました。

次に、「きやま門市」「JR九州ウォーキング」についてでございます。

大興善寺のツツジの見頃に合わせて、4月22日に基山町産業振興協議会主催による「第11回きやま門市」が大興善寺駐車場で開催され、町内外から31件の出店者と約2,500人の来場者でにぎわいました。

また、同日にJR基山駅から大興善寺を周遊する「JR九州ウォーキング」も開催され、841人の参加がありました。当日は天気にも恵まれ、ツツジも満開の時期であったため、多くの方に基山町を訪れていただきました。

次に、生涯スポーツについてでございます。

5月21日に区対抗スポーツ大会を多くの住民の参加を得て実施し、ソフトボール、ミニバレーボールともに熱戦が繰り広げられました。今年度は4年ぶりに決勝トーナメントを開催する大会としました。試合ではどの選手もベストを尽くされ、素晴らしいプレーを見せていただき、大いに盛り上がりました。

大会の結果は、ソフトボールでは、Aパート11区、Bパート17区が優勝し、ミニバレーボールでは、Aパート9区、Bパート6区、Cパート12区が優勝しました。

次に、町内保育所等の入所状況についてでございます。

保育所入所状況につきましては、5月末現在で、基山保育園203人、たんぼぼこども園135人、基山バディ認定こども園139人、小規模保育事業では、ちびはる保育園17人、ChibiharuZERO-TWO19人、基山B-Baby保育園12人となっております。

待機児童につきましては現在ございません。

次に、青少年健全育成事業関係でございます。

5月27日に基山町子どもクラブ連絡協議会主催の自然体験活動が4年ぶりに実施されました。当日は、小学生38人、役員等14人が参加し、飯塚市の「サンビレッジ茜」の人工芝スキー場にて、本格的なスキー体験を行いました。

スキー初体験の子どもがほとんどでしたが、インストラクターの指導を受けると数時間の

うちに上達し、リフトに乗って斜面の一番上から滑走できるようになっていました。各区の子どもクラブ役員や保護者の皆様の協力を得て、学年や校区を超えて楽しく交流することができました。

次に、家庭用合併浄化槽の設置及び維持管理補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水を併せて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付しています。申請受付を4月3日から行い、5月末現在、7人槽1件の申込みがっております。今後も家庭用合併浄化槽の設置整備事業補助について、募集を行ってまいります。

公共下水道の供用区域外に設置された家庭用合併浄化槽の維持管理費用の一部に対して家庭用合併浄化槽維持管理費補助金を交付しております。申請受付を4月3日から行い、5月末現在、146件の申請がっております。今後も合併浄化槽の適正管理について、周知を図ってまいります。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

道工5単第1号神の浦10号線町道維持補修工事につきましては、令和5年5月23日から令和5年10月31日までの工期で、前田土木有限会社が1,628万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

下工5補第2号宝満川処理区第2・第6汚水幹線管路築造工事（3工区外）につきましては、令和5年5月25日から令和6年3月15日までの工期で、鳥飼建設株式会社が1億7,050万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、5%でございます。

次に、図書館についてでございます。

基山町立図書館は、4月1日に開館7周年を迎え、手をつなごう図書館の会の御協力を得て、「図書館開館7周年記念イベント」を開催しました。

記念イベントでは、読書の丘など屋外でのダンスパフォーマンスや文房具おゆずり会、お楽しみ抽選会、館内ブラウジングコーナーでのミニコンサート、多目的室での枯松二国境物語の上映会などを行い、1,000人を超える方々に御来館いただき、お楽しみいただきました。

4月23日から5月12日の「こどもの読書週間事業」につきましては、4月29日にスペシャルお話し会を開催したほか、東京子ども図書館の設立者である松岡享子さんが手がけた本の

展示や子どもビンゴd e 読書も行い、子どもの読書活動推進に努めました。

その他、4月26日、5月18日に「大人のお楽しみ映写会」、5月28日にブックリサイクルを開催しました。

令和4年度の図書館の利用状況につきましては、入館者数13万8,639人、前年比117.4%、貸出冊数27万4,966冊、前年比110.7%となっております。今後も、利用者の安心・安全に配慮し、魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりに努めてまいります。

次に、寄附の報告についてでございます。

佐賀東信用組合様より、5月19日に1万円、「まち・ひと・しごと創生に関する連携協定書」に基づき「子育てに係る事業」への寄附がありましたので、受領しました。

次に、企業版ふるさと納税の報告についてでございます。

令和4年度に11社の企業より570万円の寄附をいただきました。昨年度と比較いたしますと、企業数で275.0%の増となっておりますが、正しくは企業数で前年比275.0%、金額でも同じく前年比335.3%の増となっております。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

5月末現在、4,395件、7,556万3,000円の寄附申込みをいただいております。昨年の同時期と比較いたしますと、件数で37.7%の減、金額では28.0%の減となっております。

文章にはしておりませんが、大きく減っている理由は、ずっと繰り返し言っておりますが、コカ・コーラが東北に行ってしまうという事で、これはすごく問題視しておるところでございますので、何がしかの対策を考えなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第5 教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第5．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、早速でございますが、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

学校行事につきましては、各小中学校とも4月7日に1学期の始業式を行いました。また、

入学式は基山中学校で4月11日に、基山小学校、若基小学校では4月12日に行いました。

4月18日には全国学力・学習状況調査が小学校6年生及び中学校3年生を対象に全国一斉に実施されました。

4月20日からは各小中学校で担任と保護者との個人懇談を行いました。

5月12日は各小中学校で授業参観及びPTA総会を行い、たくさんの保護者の方々に御来校いただき、子どもたちの学習する様子を見ていただきました。

小学校5年生の宿泊体験学習につきましては、基山小学校が5月18日から脊振少年自然の家で行いました。若基小学校は6月8日から本日まで、北山少年自然の家で実施しております。

次に、若基小学校の小規模特認校制度についてでございます。

今年度は全体で22名、1年生では8名の制度利用者があり、3つの学年で2学級となりました。さらに利用者が増えるように、今年度も町内の保育園等の年少児以上の保護者に小規模特認校制度のチラシの配付を行うなどして制度のさらなる周知に努めてまいります。

次に、文化財関係についてでございます。

文化財関係では、5月25日に今年度第1回歴史的風致維持向上計画推進委員会を開催し、計画の進捗状況や今年度の計画等を審議したところです。また、翌日の5月26日には基山町民俗芸能保存会を開催し、今年度の事業計画や予算案等について協議を行いました。

以上をもちまして教育行政報告を終わらせていただきます。

日程第6～27 議案第19号～議案第20号、同意第3号～同意第15号、議案第21号～議案第24号、報告第2号～報告第4号

○議長（重松一徳君）

日程第6．議案第19号、日程第7．議案第20号、日程第8．同意第3号から日程第20．同意第15号、日程第21．議案第21号から日程第24．議案第24号まで、日程第25．報告第2号から日程第27．報告第4号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和5年第2回定例議会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件2件、人事案件13件、財産取得案件1件、予算案件3件、報告事項3件

を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、「議案第19号 基山町税条例の一部改正について」でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」の公布により、特定小型原動機付自転車に係る車両区分の見直し及び森林環境税の導入等に伴う措置を講ずるため、「基山町税条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明いたします。

次に、「議案第20号 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例等の一部改正について」でございます。

「子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行による「子ども・子育て支援法等」の改正に伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため、「基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例等」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、「同意第3号 基山町監査委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

基山町監査委員の任期満了に伴い、引き続き太田博史氏を基山町監査委員に選任いたしたく、「地方自治法」第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、「同意第4号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

基山町固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、引き続き尾石清孝氏を基山町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、「地方税法」第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、「同意第5号から同意第15号までは、基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

基山町農業委員会委員の任期満了に伴い、11名の方を基山町農業委員会委員として任命いたしたく、「農業委員会等に関する法律」第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同意第5号が平野守氏、同意第6号が寺崎和美氏、同意第7号が大村和則氏、同意第8号が村山孔治氏、同意第9号が内山学氏、同意第10号が木原秀樹氏、同意第11号が岸勝則氏、

同意第12号が大久保利治氏、同意第13号が中村俊夫氏、同意第14号が松野孝敏氏、同意第15号が天本三雄氏の、合わせて11名の同意をお願いするものでございます。

次に、「議案第21号財産（建物）の取得について」でございます。

「基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、安心して安全な学習環境を提供することを目的として基山小学校校舎増築整備事業を行うことにつき、財産の取得をするため、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、「議案第22号から議案第24号までは、令和5年度各会計の歳入歳出補正予算」についてでございます。

「議案第22号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、今回、補正予算として1,526万9,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも、84億2,108万4,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、佐賀県KIZUKI・看板改修支援事業でございます。

SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向け、町内の老朽化した公共性を有する看板の改修等を実施する事業費を追加するものでございます。

補正額は、419万5,000円でございます。

次に、基山町生涯現役地域づくり環境整備事業についてでございます。

生涯現役で活躍できるまちづくりを進めるため、雇用や創業などの各種セミナーや情報発信を実施する組織に対して資金貸付けを行う事業費を追加するものでございます。

補正額は、1,000万円でございます。

次に、社会資本整備総合交付金事業についてでございます。

国庫金交付額の内示に伴い、事業費の補正をお願いするものでございます。防災・安全分では、交通安全施設工事費の増額、道路分では、町道舗装補修工事費や三国・丸林線道路改良工事費などの減額をお願いするものでございます。

補正額は、合わせて3,300万2,000円の減額でございます。

以上、概要を申し上げますけれども、それぞれの内容については、また詳しく、それから、他の内容につきましても担当課長より説明させていただきたいというふうに思っております。

ます。

「議案第23号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、今回、補正予算として132万7,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも21億135万9,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、人事異動による職員人件費の減額でございます。

「議案第24号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、今回、補正予算として1,665万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は16億498万5,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、資材高騰による工事請負費の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

最後に、報告事項についてでございます。今回は3件でございます。

報告第2号が「基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告」について、報告第3号が「基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告」について、報告第4号が「基山町土地開発公社の事業報告」についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第19号の詳細説明を求めます。古賀税務課長。

○税務課長（古賀満宏君）

議案第19号 基山町税条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

議案書の1ページから3ページに改正分を上げさせていただいております。

今回の主な改正内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布により、特定小型原動機付自転車に係る車両区分の見直し及び森林環境税の導入等に伴う措置を講ずるために基山町税条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料のほうで説明をさせていただきます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

主な改正内容といたしましては、1点目が軽自動車税（種別割）の特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に係る車両区分の見直しでございます。

道路交通法の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が施行されるに伴い、現行の原動機付自転車から新たに区分して定義された「特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）」に係る税率を2,000円とするものでございます。

原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6キロワット以下であって、長さ1.9メートル、幅0.6メートル以下かつ最高速度が時速20キロメートル以下のものが特定小型原動機付自転車と定義されております。

施行期日は令和5年7月1日でございます。

2点目が個人の町民税に森林環境税が導入されることに伴う規定の改正でございます。

森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持、増進するために創設され、令和6年度から課税が開始される森林環境税、こちらは国税となっております。年額が1,000円となっております。こちらにつきまして、市町村が個人住民税の枠組みを用いて賦課徴収を行うこととされておりますので、賦課徴収の方法等について規定する所要の改正を行うものでございます。

施行期日は令和6年1月1日でございます。

改正条文の改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

議案資料の2ページをお願いいたします。

第34条の9第2項につきましては、森林環境税の導入により配当割額または株式等譲渡所得割額の控除における地方税法施行令が改正されたことに伴う改正でございます。

第36条の3の2第2項につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項が簡素化されることに伴う改正でございます。

第36条の3の2第3項から第6項までは、第2項を追加したことに伴う項ずれの改正でございます。

3ページをお願いいたします。

第38条第1項につきましては、文言の整理に係る改正でございます。

第38条第3項につきましては、森林環境税の導入に伴う森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正でございます。

第41条につきましては、森林環境税の導入に伴い、個人の町民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加する改正及び文言の整理に係る改正でございます。

4 ページをお願いいたします。

第44条第1項につきましては、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る個人の町民税の額に森林環境税を含むことを規定する改正及び文言の整理に係る改正でございます。

第44条第2項から第6項までは文言の整理に係る改正でございます。

5 ページ、第47条第1項につきましては、文言の整理に係る改正でございます。

6 ページ、第47条第2項につきましては、森林環境税の導入に伴う給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れにおける地方税法が改正されたことに伴う改正でございます。

第47条の2第1項につきましては、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に対する個人の町民税の額に森林環境税を含むことを規定する改正及び文言の整理に係る改正でございます。

7 ページ、第47条の2第2項につきましては、文言の整理に係る改正でございます。

第47条の6第1項につきましても、こちらも文言の整理に係る改正でございます。

第47条の6第2項につきましては、森林環境税の導入に伴う年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れにおける地方税法が改正されたことに伴う改正でございます。

8 ページ、第82条につきましては、新たに定義された特定小型電動機付自転車に係る区分を定める改正でございます。

附則第15条の2第4項につきましては、軽自動車税環境性能割に対しまして不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する改正でございます。

附則第16条の2第3項につきましては、軽自動車税種別割に対しまして不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する改正でございます。

詳細説明は以上でございます。御審議賜りよろしくをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第20号の詳細説明を求めます。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

それでは、議案第20号 基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例等の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書4ページをお願いいたします。

今回の基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例等の一部改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により子ども・子育て支援法や児童福祉法等の改正が行われましたので、関連する町条例におきましても必要な規定整理を行うため、一部改正を行うものでございます。

改正分につきましては、第1条で基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正を行い、次に第2条で基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を、そして、議案書6ページの第3条で基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。

それでは、改正の経緯につきまして、議案資料にて御説明申し上げます。

議案資料9ページをお願いいたします。

今回の法律の改正概要でございますが、令和5年4月1日のこども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法やその他の関係法律及び行政組織に関する法律について規定整備が行われました。

このことによって、(1)番に書いておりますが、関係法律の整備では、1つ目に、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、関係大臣が行う権限等が内閣総理大臣の権限等に改められました。

2つ目に、幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を担保するため、教育要領や保育指針を定める場合には、それぞれ文部科学大臣、内閣総理大臣に協議することとする規定が設けられました。

そして3番目に、そのほか、関係法律の規定の整備が行われたところでございます。

また、(2)番に行政組織に関する法律の整理を記載しております。

まず1つ目に、関係省庁の権限の一部がこども家庭庁に移管されたことに伴い、所掌事務等の規定の整理が行われ、2つ目に、こども家庭庁に内閣府特命担当大臣を置くよう規定の整理が行われました。

このようなことから、町条例に関係する(4)番に記載しております今回整理すべき主な法

律の改正等といたしましては、1つ目に、学校教育法の条項ずれに関する整理として第25条を第25条第1項と改めるもの、2つ目に、子ども・子育て支援法の条項ずれに関する整理として第19条第1項を第19条と改めるもの、そして3つ目に、厚生労働省の所管となっていた事項が内閣府に移管されたこと等による省庁や大臣の整理に関する改正でございます。

続きまして、町条例の改正内容について、議案資料10ページをお願いいたします。

まず、(1)に、今回改正条文の第1条は基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部改正でございます。基山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例第4条では、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたため、第19条第1項を第19条に改正いたします。

次に、(2)番では、第2条でございますけれども、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行います。

まず1番目に、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第15条第1項第3号では、学校教育法第25条に第2項、第3項が追加されましたので、第25条を第25条の1項に改めます。

同じく第15条第1項第4号及び第44条では、児童福祉法の改正に伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

さらに3番目ですが、第48条では、国の表記に合わせまして「利用定員の定員」を「利用定員」に改め、4番目、その他の条項では、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことにより第19条第1項を第19条に改正するものでございます。

最後に、(3)番でございます。第3条では、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をいたします。

1つ目に、基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3では、国の家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の訂正に伴い、「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改めます。

2つ目に、第25条では「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」と改正するものでございます。

議案資料11ページから21ページまでに今回の改正条文の新旧対照表をお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、改正内容は関係法律の整備及び行政組織に関する法律の整理による引用条項のずれに関するものと関係省庁からこども家庭庁へ所掌事務が移管されることに伴う文言の整理に

関することでございますので、本町の基準や条例の解釈に影響が出るものではございません。

条例の施行日でございますが、公布の日から施行することとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第21号の詳細説明を求めます。古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

それでは、議案第21号 財産（建物）の取得についてでございます。

議案書33ページをお願いいたします。

財産（建物）取得をすることにより安心で安全な学習環境を提供することを目的として、基山小学校校舎増築整備事業により設計及び建設等の一括発注方式となる公募型プロポーザルを行い、業者により提出されました校舎増築に関する企画提案書の内容について、5月23日、事業者選定委員会で評価をしていただきました。この評価により契約候補者を選定し、その後、随意契約により仮契約を行っております。

この契約について、基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産（建物）の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

内容では、財産となる建物の位置は既存校舎の南側となり、基山町大字宮浦41番地に建築を計画しております。

取得する建物、校舎は二階建て1棟、建物面積は延べ床面積570平方メートル程度でございます。延べ床面積は今後行う実施設計により確定するため、程度にて示させていただいております。

金額は、1億9,690万円を取得金額としております。

3、契約の相手方は、福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目1番36号、大和リース株式会社福岡支社、支社長、千田文二郎でございます。

取得の予定時期は、令和6年2月を予定しております。

それでは、建物の概要を（議案・補正予算関係）資料22ページから32ページ及び資料（追加分）について説明をいたします。

資料22ページをお願いいたします。

概要をお示ししております。後ほどお目通しをお願いいたします。

23ページをお願いいたします。

グラウンド南側から見た完成予想のパースとなっております。

24ページをお願いいたします。

児童の通学時の動線及び既存校舎からの動線を示しております。

25ページをお願いいたします。

1階の平面計画図となります。特別支援教室4室を計画し、トイレ及び昇降口を配置しております。

26ページをお願いいたします。

2階の平面計画図となります。多目的室1室、トイレを配置しております。また、将来は教室としての利用も可能とするため、空調設備、コンセント等を配慮した配置としております。

27ページをお願いいたします。

南側から見た立面計画図となります。屋根は二重折半構造で、断熱材を使用した高い断熱効果により空調負荷の軽減を図ることで、節電、省エネにつながる構造で計画をしております。

28ページをお願いいたします。

グラウンド側から見た立面計画図となります。建物のグラウンド側に防球ネットを張ることで、グラウンド使用時に予想されるボール等で生じる衝撃から建物を守る構造としております。

29ページをお願いいたします。

北側の既存校舎から見た立面計画図となります。左側に既存校舎とつながる渡り廊下入り口を配置しております。

30ページをお願いいたします。

正面側から見た立面計画図となります。窓を開けての換気時に窓からの虫などが入らないように、窓には網戸を設置する計画としております。

31ページをお願いいたします。

工程計画の案でございます。9月まで実施設計を行い、法令に基づく手続を完了する予定としております。10月から2月までを工事期間として計画しております。

32ページに事業仮契約書の写しを添付しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

(議案・補正予算関係)資料(追加分)の3ページをお願いいたします。

工事期間中の安全対策など仮設計画(案)を示しております。

図面左下の放課後児童クラブひまわり館北側から工事車両の進入路を考えておりますが、児童の安全対策として、朝の通学時間帯の工事車両進入は行わず、放課後においても工程を検討し、工事車両の進入を極力抑えた工程となるよう施工業者を指導する計画といたしております。また、工事車両が出入りする場合は誘導員を2名配置することで、児童のグラウンドへの通行及びグラウンド使用者の出入りに対する安全確保を行うよう指導してまいります。日曜日などの工事休止日は仮設のパネルゲートを閉めることで、グラウンドで遊ぶ子どもたちが誤って工事エリアに入らないように対策を行います。

最後に、工事監理などに使用される工事事務所は、放課後児童クラブの送迎に支障を来さないために中学校グラウンド東側の敷地を利用し、設置を考えております。工事監督員などが使用する仮設駐車場についても同様で考えております。工事事務所の周辺についても、仮設の囲いにより生徒の安全対策を行う考えであります。

以上、概要の説明を終わらせていただきます。御審議賜り、御可決くださいますようお願いをいたします。

○議長(重松一徳君)

ここで10時40分まで休憩します。

～午前10時28分 休憩～

～午前10時40分 再開～

○議長(重松一徳君)

休憩中の会議を再開します。

次に、議案第22号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長(吉田茂喜君)

それでは、議案第22号 令和5年度基山町一般会計補正予算(第3号)につきまして説明をさせていただきます。

議案書の34ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1,526万9,000円を減額し、予算総額を84億2,108万4,000円とするものでございます。

議案書の35ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、14款. 国庫支出金に833万6,000円の減額を、18款. 繰入金に981万円の減額を、20款. 諸収入に1,327万5,000円の増額を、21款. 町債に1,420万円の減額をお願いしております。

36ページと37ページをお願いいたします。

歳出につきましては、5款. 労働費に1,000万円の増額を、7款. 商工費に1,373万円の減額を、8款. 土木費に4,350万7,000円の減額、10款. 教育費に1,160万1,000円の増額をお願いし、37ページになりますけれども、14款. 予備費を54万4,000円増額いたしまして、調整を図らせていただいております。

38ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

交通安全対策事業では、歩道への車止めやガードパイプの設置など交通安全対策に係るもので、国庫金の交付額内示に伴い、510万円の追加をお願いしております。

防災・減災、国土強靱化緊急対策事業は、基山中学校大規模改造に係る学校教育施設整備事業債からの組替えにより300万円の追加をお願いしております。

次に、道路整備事業は、国庫金の交付額内示に伴う補助対象事業費の減によりまして2,000万円の減額をお願いしております。

学校教育施設等整備事業では、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債への組替えにより230万円の減額をお願いしております。

それでは、内容につきましては、一般会計補正予算（第3号）の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。3ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金では、保育対策総合支援事業費補助金に450万円の増額をお願いしております。小規模保育事業所の改修整備に係るものでございます。

次に、3目. 土木費国庫補助金、1節. 道路橋梁費補助金では、交付額の内示に伴い、社会資本整備総合交付金（道路）分に2,220万7,000円の減額をお願いしております。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金に、交付額内示に伴います社会資本整備総合交付金（防災・安全）分に696万7,000円の追加をお願いしております。

4 ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、2 項. 県補助金、5 目. 土木費県補助金、2 節. 都市計画費補助金に佐賀県KIZUKI・看板改修支援事業費補助金209万7,000円の追加をお願いしております。これは2024年の国スポ・全障スポーツ大会に向け、町内の老朽化した看板の修繕や撤去を行うためのものがございます。

本事業につきましては、議案資料の38ページのほうをお願いいたします。

38ページの事業説明書にて少し説明をさせていただきます。

7 番の現状、目標、課題、必要性、効果などにつきましては、本事業により老朽化した看板の改修、撤去をすることで、町内の景観の向上を図るものがございます。

8 番、事業費といたしまして、419万5,000円を総事業費としております。

歳入につきましては、先ほど御説明いたしました県の補助金といたしまして、209万7,000円に町費の2万8,000円、また、繰入金といたしまして、ふるさと応援寄附金繰入金207万円の計上をお願いしております。

歳出につきましては、修繕料や看板の撤去手数料など7科目にわたりまして予算を計上しております。総額で419万5,000円を計上しておるところでございます。

そのほか、39ページのほうに対象の一覧表を掲載しております。

また、本日配付しております議案資料（追加分）の7ページにおきまして、箇所図のほうを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思っております。

事項別明細書の5ページのほうにお戻りください。

15款. 県支出金、3 項. 委託金、5 目. 教育費委託金、1 節. 中学校費委託金に地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金153万7,000円の追加をお願いしております。こちらは中学校の部活動の運営体制整備につきまして、県からの委託を受け、実施するためのものがございます。

飛びまして、7 ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1 項. 基金繰入金、2 目 1 節. 財政調整基金繰入金に1,900万円の減額をお願いしております。

また、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に919万円の増額をお願いしております。ふるさと応援寄附基金の充当につきましては、議案資料の35ページに充当事業一覧を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、9ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、3項. 貸付金元利収入、3目1節. 生涯現役地域づくり環境整備部会貸付金元利収入の元金に1,000万円の追加をお願いしております。こちらは部会に対しまして国からの委託費が支払われるまでの間、資金の貸付けを行いまして、その貸付金の返済を受けるものでございます。

10ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、5項3目2節. 雑入にコミュニティ助成事業助成金100万円の追加をお願いしております。消防団への消火用備品の整備に対しまして助成金を受けるものでございます。

次に、収入未済で前年度からの繰越しとなった障害児入所給付費等過年度返還金に103万8,000円の追加をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、先ほど第2表の地方債補正で御説明をさせていただいたとおりでございます。補正額といたしまして、合計で1,420万円の減額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。12ページをお願いいたします。

12ページ以降の歳出では、2節. 給料、3節. 職員手当等、また、4節の共済費につきましては、4月の人事異動による人件費の調整によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、7目. 交通安全対策費、14節. 工事請負費に交通安全施設工事1,343万3,000円の増額をお願いしております。町道の歩道に車止めやガードパイプを設置する工事を行うものでございます。

飛びまして、18ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費、10節. 需用費、修繕料に114万8,000円の増額をお願いしております。こちらは福祉交流館の床、また、多世代交流センター憩の家の案内看板などの修繕を行うものでございます。

次に、27節、国民健康保険特別会計繰出金に132万7,000円の減額をお願いしております。こちらは4月の人事異動に伴う繰出金の減額によるものでございます。

飛びまして、20ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、5目. 保育対策費、18節. 負担金補助及び交付金では、保育対策総合

支援事業費補助金675万円の追加をお願いしております。小規模保育事業所の改修整備に要するものでございます。

22ページをお願いいたします。

5款. 労働費、1項1目. 労働諸費、20節. 貸付金に生涯現役地域づくり環境整備部会貸付金1,000万円の追加をお願いしております。こちらは生涯現役で活躍できるまちづくりを進めるため、雇用や創業など各種セミナーや情報発信に要する事業を実施する部会に対しまして資金の貸付けを行うものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

土木費、2項. 道路橋梁費、2目. 道路新設改良費では、国庫金の交付額内示に伴いまして事業費の減額を行うものでございます。

14節. 工事請負費では、町道舗装補修工事1,024万円の減額、また、三国・丸林線道路改良工事に2,482万7,000円の減額をお願いしております。

16節. 公有財産購入費には踏切改良に伴う用地購入費477万3,000円の減額をお願いしております。

27ページの18節. 負担金補助及び交付金では、JRへの踏切道改良事業負担金659万4,000円の減額をお願いしております。

次に、31ページをお願いいたします。

9款1項. 消防費、2目. 非常備消防費、17節. 備品購入費に消防備品103万7,000円の増額をお願いしております。こちらは消防団への消火用備品の整備を行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費、12節. 委託料に医療的ケア実施業務委託料99万6,000円の追加をお願いしております。こちらは小学校におきまして、適切な医療的ケアを受けられる環境を整備するためのものでございます。また、県からの委託金を受け実施する、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託料141万8,000円の追加をお願いしております。

33ページをお願いいたします。

2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費、10節. 需用費に修繕料214万5,000円の増額をお願いしております。こちらは校舎のトイレの換気扇と運動場にありますブランコの修繕を行うものでございます。

また、3目. 基山小教育振興費に17節. 備品購入費、教材備品117万円の増額をお願いしております。こちらは児童用タブレット端末の購入に要するものでございます。

35ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、2目. 教育振興費、17節. 備品購入費に教材備品142万4,000円の増額をお願いしております。こちらも児童用のタブレット端末などの購入に要するものでございます。

38ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回54万4,000円を増額いたしまして、調整を図らせていただいております。

以上で令和5年度基山町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第24号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議案第24号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の42ページをお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

第2条、基山町下水道事業会計予算第2条に定めた収益的支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的収入の補正はございません。

収益的支出では、第1款. 下水道事業費用170万5,000円の増額をお願いし、4億1,691万9,000円といたします。

第4条、令和5年度基山町下水道事業会計予算第4条本分括弧書き中「167,470千円」を「192,957千円」に改め、第4条に定めた資本的支出の予定額の補正をお願いいたします。

資本的収入では、第1款. 資本的収入1,053万6,000円の減額をお願いし、資本的収入を9億9,510万9,000円といたします。

資本的支出では、第1款. 資本的支出1,495万1,000円の増額をお願いいたします。これで資本的支出では11億8,806万6,000円といたします。

補正内容につきましては、令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画兼事項別明細書にて主なものの説明をいたします。

事項別明細書4ページのほうをお願いいたします。

収益的支出でございます。1款. 下水道事業費用、1項. 営業費用、4目. 総係費170万5,000円の増額補正をお願いいたしております。これは人事異動に伴う増額でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。1款. 資本的収入、2項. 補助金、1目. 国庫補助金につきまして、内示率の減により1,053万6,000円の減額をお願いいたしております。

次に、7ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。1款. 資本的支出、1項. 建設改良費、1目. 下水道整備費、合計で1,495万1,000円の増額をお願いしております。主なものといたしまして、入札減による委託料費の711万1,000円の減、それから、資材高騰による工事請負費の2,164万6,000円の増額をお願いしているところでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。（「23号は」と呼ぶ者あり）

○議長（重松一徳君）

23号は詳細説明はありません。いいでしょうか。（発言する者あり）いや、さきに町長のほうから23号は詳細説明がないというふうに言われていますので。

次に、報告第2号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の44ページをお願いいたします。

令和4年度基山町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和5年度に繰越しておりますので、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

45ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

本年第1回定例会におきまして、繰越明許費の設定をお願いしておりました。6事業、合わせて8,861万4,000円の繰越しを行っております。事業ごとに繰越額とその財源内訳を記載

させていただきます。

なお、議案資料の44ページのほうに事業ごとの進捗状況を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第3号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

それでは、報告第3号 基山町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書の46ページをお願いいたします。

基山町下水道事業会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和5年度に繰越しておりますので、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

47ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

本年第1回定例会において繰越明許費の設定をお願いしておりました1事業、3,373万4,000円の繰越しを行っており、その繰越額と財源の内訳を記載させていただいております。

詳細につきましては、後ほどお目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

次に、報告第4号の詳細説明を求めます。山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告について御説明をさせていただきます。

説明につきましては、報告第4号資料により御説明させていただきます。

報告内容につきましては要点のみを申し上げますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

まず、2ページのほうをお願いいたします。

今年度、理事の改選期に当たりましたので、理事長と副理事長の選出を議題とし、酒井理事が理事長、山本理事が副理事長となりました。

次に、基山町土地開発公社の事業報告になります。

4ページをお願いいたします。

令和4年度におきましては、用地の買収及び売却はございませんでした。理事会の開催状況及び庶務に関する事項につきましては、5ページ以降に記載のとおりでございますので、後ほどお目通しください。

次に、令和4年度基山町土地開発公社の決算についてでございます。

9ページをお願いいたします。

1、収益的収入及び支出でございます。

まず、収入の部でございますが、決算額の合計は1,312円で、これは事業外収益の受取利息と雑収益でございます。

支出の部におきましては、決算額の合計が6万1,450円となっており、これは販売費及び一般会計でございます。

10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましては、収入の部、支出の部ともにゼロとなっております。

次に、11ページでございます。

令和4年度の損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費が6万1,450円、4の事業外収益は受取利息1,302円、雑収益10円となっております。1の事業収益と4の事業外収益を足した額から2の事業原価、3の販売費及び一般管理費、5の事業外費用を差し引きますと、今回の当期損失は6万138円となります。

次に、12ページは令和4年度貸借対照表でございます。

資産の部については、流動資産として預金、未収利息及び公有用地の計4,248万6,725円、固定資産として器具備品と減価償却累計額の計が1円となっており、資産の合計は4,248万6,726円となっております。

次に、13ページ、負債の部はございません。

14ページでございます。

資本の部は、基本金150万円と準備金4,098万6,726円を合わせた資本合計が4,248万6,726円となり、負債資本合計が4,248万6,726円となっております。

次に、15ページでございます。

令和4年度キャッシュ・フロー計算書でございます。これは事業活動、投資活動、財務活

動によるキャッシュ・フローの結果として、現金及び現金同等物の増加額及び減少額を計算し、これを期首残高に加えたものが期末残高となっております。事業活動によるキャッシュ・フローは6万138円の減少となっております。

固定資産の取得及び売却はありませんでしたので、投資活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

また、借入れや返済に係る現金の出入りもありませんでしたので、財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

令和4年度の現金及び現金同等物について、6万138円の減少となっており、令和5年3月31日現在の現金及び現金同等物期末残高は4,248万6,725円となっております。

次に、16ページでございます。

これは令和5年3月31日現在における基山町土地開発公社財産目録でございます。

まず、1、流動資産につきましては、普通預金98万6,550円、定期預金4,150万円、未収利息175円で計4,248万6,725円でございます。

次に、2、固定資産の計が1円でございますので、資産合計は4,248万6,726円となっております。

次に、3、流動負債、4、固定負債はゼロ円となっており、5、基本金が150万円でありますので、6、差引純財産は4,098万6,726円となっております。

なお、17ページ以降は決算関係資料でございますので、後ほど御覧いただければと思います。

次、飛びまして、25ページをお願いします。

令和4年度監査報告書でございますが、令和5年4月27日、当役場会議室におきまして、令和4年度の基山町土地開発公社の財産の状況及び理事の業務の執行状況において監査が実施され、監事より監査報告書をいただいております。

続きまして、26ページでございます。

令和5年度基山町土地開発公社会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回は土地開発公社役員に関する報酬費の補正予算でございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、補正はございません。

支出につきましては、第2款第1項、販売費及び一般管理費に1万1,400円を増額してお

ります。内容としましては、監事の理事会出席に伴う報酬費5,700円の2回分でございます。

27ページ以降は、ただいま説明を申し上げました資料でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、29ページをお願いいたします。

令和5年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

収益の部で事業外収益の2,000円を計上させていただいております。

また、費用の部で販売費及び一般管理費に8万4,700円を計上しております。

当期損失としましては、8万2,700円を計上しております。

次に、30ページでございます。

令和6年3月31日現在における令和5年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部は、流動資産である普通預金、定期預金の計4,239万8,141円、固定資産である器具備品、減価償却累計額の計1円、資産合計4,239万8,142円となっております。

次に、負債及び資本の部は、基本金が150万円、準備金が4,089万8,142円となり、負債及び資本の合計が4,239万8,142円となっております。

次に、31ページでございます。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度基山町土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローは8万2,700円の減少となっております。

投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ円となっております。

令和5年度の現金及び現金同等物は8万2,700円の減少となっており、令和6年3月31日現在で現金及び現金同等物期末残高は4,239万8,141円となっております。

最後に、32ページでございます。

基山町土地開発公社資金計画の変更についてでございます。

販売費及び一般管理費を1万1,400円増額したことに伴い、支払資金を8万4,700円に変更し、受入資金から支払資金の差引きが4,239万8,141円となっております。

以上をもちまして基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

○議長（重松一徳君）

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午前11時12分 散会～